

第30回大樹町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月19日（木）午後1時30分

2. 場 所 大樹町役場委員会室（4階）

3. 出席委員 18名

| | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|--------|
| 1 | 柚原 千秋 | 2 | 富倉 浩之 | 3 | 片岡 文洋 |
| 4 | 宮嶋 敏男 | 5 | 太田 福司 | 6 | 竹内 稔 |
| 7 | 原口 武実 | 8 | 宮本 明夫 | 9 | 吉田 義明 |
| 10 | 今村 昭仁 | 11 | 向井 良治 | 12 | 吉田 洋一 |
| 13 | 穀内 和夫 | 14 | 守澤 芳弘 | 15 | 牧田 日出男 |
| 16 | 金曾 浩文 | 17 | 金丸 栄省 | 18 | 鈴木 正喜 |

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

| | | |
|------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 農業委員会業務報告について |
| 日程第2 | 議案第63号 | 農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について |
| 日程第3 | 議案第64号 | 現況証明願いについて |
| 日程第4 | 議案第65号 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |

6. 事務局 水津事務局長、梅津主幹、井本主査

7. 閉会時間 午後2時26分

8. 会議の概要

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>ただ今の出席委員は18名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、第30回大樹町農業委員会総会を開きます。会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において、12番・吉田洋一委員、13番・穀内和夫委員を指名いたします。</p> <p>日程第1、農業委員会業務報告を行います。</p> <p>事務局より内容説明を求めます。</p> |
| 水津局長 | <p>(議案に基づき業務報告を説明)</p> |
| 議長 | <p>報告が終わりました。報告の内容について質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>以上で業務報告を終わります。</p> <p>日程第2、議案第63号農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 水津局長 | <p>議案第63号、農地法第18条の規定による合意解約成立状況の確認について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます合意解約成立状況の確認は1件でございます。</p> <p>申し出のありました「合意解約届」について、農地法に基づき、合意解約が成立しているかの確認についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 梅津主幹 | <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>1枚、めくってください。</p> <p>申請番号1番につきまして、農地法第18条第1項第2号に規定する、農地の引渡しを行う期限の6か月以内に成立した合意解約であり、知事の許</p> |

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>可を必要としない合意解約であるため、1番につきましては成立しているものと考えられます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> <p>内容の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第63号、番号1番の農地法第18条の規定による合意解約、成立状況の確認についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。日程第3、議案第64号、現況証明願いについての件を議題といたします。提案説明を求めます。</p> |
| <p>水津局長</p> | <p>議案第64号、現況証明願いについて提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます現況証明願いは6件でございます。</p> <p>申し出のありました「現況証明願い」について、農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願い出がありましたので、その証明の可否についてご審議賜りたく、ご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終ります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>それでは、番号1番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| <p>梅津主幹</p> | <p>(議案に基づき番号1番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| <p>議長</p> | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号1番について、調査班より、調査報告を求めます。</p> |

| | |
|------|---|
| 金丸委員 | <p>特別班・班長 金丸栄省委員から報告願います。</p> <p>当地は畑から畑外に登記簿地目を利用状況に即した変更申請であります。11月1日(金)、特別班で現地確認を行ったところであり、現状では畑としては活用できない状態にあります。</p> <p>班での協議の結果、畑から畑外にすることに異議はありませんでしたので、ご審議の程、よろしく願います。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第64号、番号1番の現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>次に、番号2番から6番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 梅津主幹 | <p>(議案に基づき番号2番及び6番を説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>次に、番号2番から4番について、調査班より調査報告を求めます。</p> <p>第1班・班長 宮嶋敏男委員から報告願います。</p> |
| 宮嶋委員 | <p>2番、3番、4番については、12月16日(月)、第1班で現地確認を行いました。</p> <p>2番については、登記簿地目を現況地目に変更する申請にあります。</p> <p>現在、車庫として活用されており、現状では農地として活用できない状態にありました。</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>3番については、台帳地目を登記簿地目に変更する申請にあります。現在、格納庫、倉庫などとして農業用施設として活用されており、現状では、農地として活用できない状態にありました。</p> <p>4番については、登記簿地目を現況地目に変更する申請にあります。現在、畑として活用されており、今後も、農地として活用できる状態にありました。</p> <p>班での協議の結果、2番、3番については畑から畑外に、4番については、畑外から畑にすることに異議はありませんでしたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>次に、番号5番から6番について、調査班より調査報告を求めます。 第2班・班長 竹内稔委員から報告願います。</p> |
| 竹内委員 | <p>5番、6番については、11月29日(金)、第2班で現地確認を行いました。5番については、台帳地目を現況地目に変更する申請であります。現在、倉庫、物置等として活用されており、現状では農地として活用できない状態にありました。</p> <p>6番については、登記簿地目を現況地目に変更する申請にあります。現在、畑として活用されており、今後も、農地として活用できる状態にありました。</p> <p>班での協議の結果、5番については畑から畑外に、6番については、畑外から畑にすることに異議はありませんでしたので、ご審議の程、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第64号、番号2番から6番の現況証明願いについての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |

| | |
|------|---|
| | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> <p>日程第4、議案第65号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。</p> <p>提案説明を求めます。</p> |
| 水津局長 | <p>議案第65号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案説明を申し上げます。</p> <p>今回ご審議頂きます「農用地利用集積計画」の申請件数は12件でございます。</p> <p>内容は、合理化事業の公社買い受けが4件、使用貸借が2件、新規の賃貸借が3件、更新の賃貸借3件、でございます。</p> <p>その申請内容の可否についてご審議 賜りたくご提案申し上げますので、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>以上で提案説明を終わります。</p> |
| 議長 | <p>それでは、番号1番から11番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| 梅津主幹 | <p>申請番号1から4番につきましては、合理化事業による公社買受けの案件となります。</p> <p>(議案に基づき番号1番から4番を説明)</p> <p>申請番号5、6番につきましては、使用貸借による案件であります。</p> <p>(議案に基づき番号5番及び6番を説明)</p> <p>申請番号5、6番につきまして、後ろに、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>申請番号7から11番につきましては、賃貸借による案件であります。</p> <p>(議案に基づき番号7番から11番を説明)</p> <p>申請番号7から11番につきまして、後ろに、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>上で説明を終わります。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>番号1番から4番については、農地保有合理化事業による北海道農業公社の買い受けのため、地域調整報告を省略します。</p> <p>次に、番号5番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 今村昭仁委員より報告を求めます。</p> |
| 今村委員 | <p>この案件は新規の案件であります。</p> <p>農地法第3条第1項の規定による使用貸借許可期間が終了となったことから、地域に内容を周知のうえ、後継者である(氏名)に使用貸借することです承しております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>番号6番については、使用貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。次に、番号7番から9番の内容について地区担当委員より報告を求めます。</p> <p>地区担当委員 片岡文洋委員より報告を求めます。</p> |
| 片岡委員 | <p>(番号7から9番)</p> <p>(氏名)から貸付期間10年の賃貸借のあっせんの申入れがあったため、地域に内容を周知したところ、(氏名)、(氏名)、(氏名)から借受けしたいこととなりました。</p> <p>後日、第2班竹内班長らと現地調査、賃料の調整を行い、貸付者並びに借受者に対し、各提示額です承を得ております。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>番号10番から11番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します。</p> <p>以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議長 | <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第65号、番号1番から11番について、農業経営基盤強化促</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |
| <p>議長代理</p> | <p>鈴木会長が、農委法第31条の規定に基づき、議事参与の制限を受けるため、議事進行が変わります。</p> <p>それでは、番号12番の内容について、事務局より説明を求めます。</p> |
| <p>梅津主幹</p> | <p>(議案に基づき番号12番を説明)</p> <p>申請番号12番につきまして、後ろに、別紙、農業経営基盤強化促進法第18条調査書のとおり利用権の設定等を受ける者は経営面積、農作業従事日数などを記載しております。なお、同法第18条第3項の各要件を全て満たされていることを報告いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議長代理</p> | <p>内容の説明が終わりました。</p> <p>番号12番については、賃貸借の更新のため、地域調整報告を省略します以上で、報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第65号、番号12番について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についての件を採決いたします。</p> <p>本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> |
| <p>議長代理</p> | <p>ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決定されました。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | 以上で本日の総会に付議された案件は、全部終了いたしました。 次に連絡事項に入ります。事務局より説明いたします。 |
| 水津局長 | 次回の総会につきましては、1月30日木曜日を予定しておりますので、 よろしく願いいたします。 |
| 議長 | 以上をもって、第30回大樹町農業委員会総会を閉会いたします。 |